

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改  
正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年葉山町条例第  
19号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和3年5月21日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の救護等  
に係る特殊勤務手当を支給するため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）

- 2 当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の救護、搬送その他町長がこれに準ずると認める作業に従事したときは、防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。
- 3 前項の手当の額は、1日（交代制勤務者にあつては、1勤務）につき3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に1時間以上にわたり接して行う作業に従事する場合にあつては、4,000円）とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者(以下「患者等」という。)の救護等に係る特殊勤務手当を支給することとした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 当分の間、患者等の救護等に従事した職員に対し、防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給することとした。
- ( 2 ) 防疫作業従事職員の特殊勤務手当の額は、1日(交代制勤務者にあっては、1勤務)につき3,000円とし、患者等の身体に接触する作業等については4,000円とすることとした。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとし、改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用することとした。

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和43年 3月29日条例第19号</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和43年 4月 1日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 <u>当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2年 1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の救護、搬送その他町長がこれに準ずると認める作業に従事したときは、防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項の手当の額は、1日（交代制勤務者にあつては、1勤務）につき3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に1時間以上にわたり接して行う作業に従事する場合にあつては、4,000円）とする。</u></p>	<p>○葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和43年 3月29日条例第19号</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和43年 4月 1日から施行する。</p>